**平成２４年（フ）第７３号**
茨城県ひたちなか市大字枝川1581番地６
債務者　稲葉　喜一
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第４９号**
茨城県つくばみらい市南2344番地
債務者　飯泉　紀子
１　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１３１号**
千葉県茂原市立木1165番地９、申立時の住所千葉県茂原市東郷2137番地６
債務者　秋葉　卓哉
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第９号**
千葉県茂原市法目1293番地１　ニューおしろハイツ201号
債務者　石川　英明
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第１０号**
千葉県茂原市法目1293番地１　ニューおしろハイツ201号
債務者　一井　純子（旧姓大久保）
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第２０号**
千葉県茂原市下永吉215番地２
債務者　佐藤　知子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２４年（フ）第４５号**
金沢市鳴和１丁目18番24号
債務者　阪田　幸信
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第６４号**
金沢市古府町南573番地
債務者　桶戸　早苗
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第８２号**
金沢市窪５丁目301番地１　フレグランス１／ｆ106号室、従前の住所埼玉県本庄市柏１丁目３番41号
債務者　相澤　　督
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第９号**
長野県上田市中野206番地１
債務者　中村エリザベスこと　ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＥＬＩＺＡＢＥＴＨ　ＢＲＩＬＬＡＮＴＥ
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２４年（フ）第５０号**
岐阜県山県市高富1095番地、申立時の住所岐阜県山県市高富892番地
債務者　田垣　千鶴（旧姓内田）
１　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第５８号**
岐阜市北一色３丁目９番12号　森照恭方、申立時の住所岐阜県羽島郡岐南町上印食３丁目82番地
債務者　中川ガラスこと　中川征次郎
１　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第２０号**
岐阜県美濃加茂市太田町1775番地５タウンハウス78　402号
債務者　岩永セツコこと　ＩＶＡＮＡＧＡ　ＨＥＬＥＮＡ　ＳＥＴＳＵＫＯ
１　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２４年（フ）第２２号**
岐阜県美濃加茂市川合町４丁目４番１号　グランドハイツ森山212号
債務者　西田めぐみ
１　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２４年（フ）第１７号**
三重県名張市瀬古口517番地３　ベルアージュ21―307号
債務者　安藤　洋子
１　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２４年（フ）第３８号**
滋賀県彦根市石寺町713番地、前住所滋賀県長浜市三和町６番14号
債務者　奥田　美水
１　決定年月日時　平成24年３月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大津地方裁判所彦根支部